

地域猫活動は

ホームレス猫を人による被害動物だと認識した合憲合法の公益活動

猫を好きか嫌いかで論じると水掛け論になります。合憲（国の最高法は憲法）かどうかが判断基準です。法の執行機関である自治体・警察・裁判所は合憲合法の公益性のある地域猫活動を妨害できる法的根拠はない為、妨害すると公務員法に抵触します。

地域猫活動は“一代限りの給餌”で公益活動です

猫を好き嫌いに関係なく、フン始末も含めて、地域社会の皆で役割分担をして、給餌給水・去勢避妊をし、ホームレス猫を減らしていく公益活動で、合法的かつ道義的にホームレス猫を減らしていきます。この活動への参加を強制はできませんが、妨害を許す法的根拠はありません。猫自身に罪がある訳でも、有志に罪や責任がある訳でもないのです。よって有志へ全ての責任を負わすのは、刑 223 条 強要の罪（義務のないことを強要する罪）にあたります。猫を捨てた訳でも、猫を増やした訳でもない有志へ「猫を全部家へ連れて行け」と強要するのは、義務のないことを背負わそうとしていると解釈できます。ホームレス猫ができた原因は、猫を遺棄した人間、飼い猫を家から追い出してノラ化させた人間がいるからです。猫を好き嫌いに関係なく社会問題として捉え、皆で協力し合って解決しなくてははいけないと認識しましょう。

ホームレス猫を追い払えば、減るでしょうか？

- ホームレス猫を追い払うだけ（違憲・違法）では猫は減りません。隠れて給餌をする人はどこにでもいます。そのような状況では、去勢避妊の為の捕獲器を置くこともままならず、猫は減りません。給餌妨害によって猫を他の場所へ追い払うのは実質、餓死推進（虐待）で、動物愛護法に抵触します（2条/動物の習性を考慮して適正に取り扱うこと）
- 猫にはテリトリーがあり、現在の給餌場所から 20 メートル以上移動させると、餌にありつけずに死に至る可能性が極めて高いため、追い払うのは実質、虐待になります。
- 東京都動物管理係も地域猫活動の公益性を認めて取り組み、国（環境省動物愛護管理室）も推進しています。給餌妨害・虐待・処分によって猫を減らすのは違憲・違法です。動物を思いやる子供達の心を傷つけない為にも、地域猫活動へのご協力を。

不幸なのら犬のら猫を無くす為に、飼い犬・飼い猫へ去勢避妊を受けさせなくてははいけないのは言うまでもありません。犬猫を問わずホームレスが増える原因は、飼い主が去勢避妊を受けさせないこと、ペットショップを存続させることにあります。

有志はこの文書を携帯し、妨害行為を受けたら提示を。有志は繁殖力のある猫には必ず去勢避妊を受けさせて下さい。相手が一般・行政・警察・裁判所を問わず、妨害されたらこの文書を提示して下さい。地域猫活動の公益性を理解しない方へは「二本松アニマルポリス」までご連絡を下さる旨、お伝え下さい。

★★給餌者側が敗訴した裁判の判例を持ち出しても給餌妨害は動物愛護法 2 条に反します
当方はこのことを裁判所へも啓発しております★★

二本松アニマルポリス（動物の不妊去勢と尊厳死を考える会）
〒 960-8066 福島市矢剣町 11-3
星野節子 024-563-7650 (tel fax)